

創業のスタート費用を、 観音寺市がしっかり応援します。

制度名 観音寺市創業者支援事業補助金

いくらもらえる？

補助率
2/3 以内

対象経費（税抜）の3分の2以内

上限額
30万円

1,000円未満は切り捨て／1事業あたり

👤 **こんな方へ** — 市内で創業する事業者・個人事業主・創業希望の方

✓ これから市内で
開業・会社設立する方

✓ すでに創業して
13か月以内の方

✓ 中小企業者が
新事業を始める方

⚠ **条件：** かんおんじ創業セミナーを受け、推薦を得ている必要があります。

¥ **何に使える？** — 創業に係る次の経費が対象（申請年度＋前年度分）



店舗等借入費

店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費



設備費

内装・外装工事、機械装置・工具・器具・備品の購入や借用



マーケティング費

市場調査費、調査に必要な外部人材の費用など



広報費

広告宣伝費、パンフレット印刷費、ホームページ作成費



事務手続費

官公庁への申請書類の作成費、商標・知的財産権の取得費



その他の経費

その他、市長が適当と認める経費



募集はいつまで？

毎年 4月1日 ～ 9月末日（末日が土日なら9月の最終営業日）

予算の範囲内／審査のうえ交付決定します。申請は早めの準備がおすすめです。

申請の手引き

観音寺市創業者支援事業補助金

創業者向け 補助金

申請の流れ

1 セミナー受講・推薦

かんおんじ創業セミナー（例年7月頃開講）を受け、推薦書を受け取ります。

2 交付申請

申請書類一式を市へ提出します（毎年4月1日～9月末日／末日が土日なら9月の最終営業日）。

3 審査・交付決定

市が内容を審査し、交付決定を通知します（交付は予算の範囲内）。

4 事業の実績報告

補助対象の取組を実施後、実績報告書・収支決算書・領収書などを提出します。

5 額の確定・請求・受取

補助金額の確定通知 → 交付請求書を提出 → 補助金が振り込まれます。

✓ 交付申請に必要な書類 チェックリスト

- ☐ 交付申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（様式第2号）
- ☐ 収支予算書（様式第3号）
- ☐ 誓約書（様式第4号）
- ☐ 観音寺商工会議所／観音寺市大豊商工会の推薦書
- ☐ 市税の完納を証明できる書類
- ☐ 住民票の写し（個人事業者の場合）
- ☐ 登記事項証明書の写し（法人の場合）
- ☐ 開業・廃業等届出書の写し（開業済の個人の場合）
- ☐ 営業許可証の写し（許認可が必要な業種の場合）
- ☐ 経費の内訳がわかる書類（契約書・見積書 等）
- ☐ その他、市長が必要と認める書類

よくあるご質問

Q もう開業していますが対象になりますか？

A 創業の日から13か月以内なら対象です。対象経費は申請年度とその前年度に支払ったものが対象です。

Q フランチャイズや事業の引き継ぎは対象ですか？

A 対象外です。FC契約等に基づく事業、他の人の事業を継承する事業、風俗営業等は対象になりません。

Q 国や県の補助金と一緒に使えますか？

A 同じ経費に国・県等から助成を受けている場合、助成金額にあたる経費は対象外です。

Q 創業セミナーは必ず受ける必要がありますか？

A はい。かんおんじ創業セミナーを受け、観音寺商工会議所または観音寺市大豊商工会の推薦を得ることが申請の条件です。

⚠ ここに注意！ 対象外になる主なケース

- 対象外の事業：風俗営業等（許可・届出が必要な事業）／他の人の事業を継承する事業／フランチャイズ契約等に基づく事業／その他市長が適当でないと認める事業
- 同じ経費に国・県等から同等の助成を受けている場合は、その経費は対象外です。
- 仮設・臨時の店舗など、設置が恒常的でない事業所は対象になりません。
- 補助で取得した財産は、事業完了の翌年度から5年間、目的外の処分（譲渡・貸付・廃棄等）が制限されます。



お問い合わせ・申請窓口

観音寺市 商工観光課 商工労政係

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号 市役所本庁舎3階

TEL 0875-23-3933 / FAX 0875-23-3956

受付：月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

申請様式は市公式ページからダウンロードできます。



様式などはこちら